

## 行政財産への自動販売機設置事業者公募基準要綱

平成24年10月24日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市の行政財産に設置する自動販売機の設置予定事業者を公募により選定するにつき基本的な事項を定めるものとする。

(公募の対象)

第2条 公募による選定の対象は、全ての行政財産に設置する自動販売機とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、公募の対象としないことができる。

- 一 指定管理者が管理運営する施設に設置するとき。
- 二 飲料等の販売以外に、災害時の無償利用機能を付加する場合等で、そのことが本市の事務事業の円滑な執行に寄与すると総務部長が認めるとき。
- 三 施設の事情により、公募による選定ができない特別の理由があり、総務部長が認めるとき。

(公募の方法及び設置予定事業者の選定)

第3条 公募は、一般競争入札に準じた方法により行うものとする。

- 2 前項の公募による設置予定事業者の選定は、公募に応じた応募者のうち、当該自動販売機に係る最高の売上手数料率（売上に応じて設置事業者が納める手数料の率をいう。以下同じ。）の提案をした者を設置予定事業者とする方法による。ただし、施設等の事情により他の方法によることを妨げない。

(設置予定事業者の選定の特例)

第4条 前条の公募で設置予定事業者が決定しない場合は、他の方法で設置予定事業者を選定することができる。

(売上手数料)

第5条 自動販売機に係る売上手数料は、当該自動販売機の売上実績額に売上手数料率を乗じて得た額とする。ただし、前条の規定により設置予定事業者を選定した場合は、売上手数料を徴収しないことができる。

(行政財産の使用申請及び使用料)

第6条 設置予定事業者に選定された者には、防府市財務規則（平成8年防府市規則第6号）第149条第1項の規定により行政財産の使用に係る申請を

させなければならない。

- 2 行政財産の使用について徴収する使用料は、第5条の売上手数料とは別に、防府市行政財産使用料徴収に関する条例（昭和39年防府市条例第28号）により徴収する。

（契約の締結及びその期間）

第7条 自動販売機の設置による販売に関する契約は、前条第1項の申請に対する許可をした設置予定事業者との間で締結するものとする。

- 2 契約の期間は、1年とする。ただし、契約日から契約日の属する年度の末日までの期間が1年に満たない場合は、契約日から当該年度の末日までの間とする。

- 3 前項の期間は、公用又は公共用に供する必要性や設置事業者の使用状況等を勘案して支障がないと認めるときは、公募条件を変更しないことを条件として当初の契約年度から3年度を限度に更新できるものとする。

（必要経費等）

第8条 自動販売機の設置及び撤去に要する費用並びに自動販売機の運転に必要な光熱水費は、当該自動販売機の設置事業者に負担させるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、設置事業者の公募につき必要な事項は、公募実施の際、その都度定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月25日から施行する。